

子子発 1124 第 1 号
社援保発 1124 第 1 号
障企発 1124 第 1 号
老推発 1124 第 1 号
老高発 1124 第 1 号
老振発 1124 第 1 号
老老発 1124 第 1 号
平成 29 年 11 月 24 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局振興課長
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について

標記については、別添資料「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施企第 19 号、科発 0820 第 1 号、国水砂第 44 号。別添 1）等により適切な対応をお願いしているところです。

このたび、土砂災害対策に関し、

- ① 土砂災害のおそれのある箇所における要配慮者利用施設の新設計画が把握された場合に、建設申請者等への土砂災害に関する必要な情報提供と計画検討の要請が適切に行われるよう、累次の連名通知で求められた必要な対応について、都道府県及び市町村の民生主管部局に周知徹底されるよう措置する旨、
- ② 要配慮者利用施設の立地状況等に係る関係部局間での連携強化をよりいっそう推進する必要がある旨、

総務省行政評価局より勧告（平成 29 年 5 月 26 日付総評総第 117 号。別添 2）がなされました。

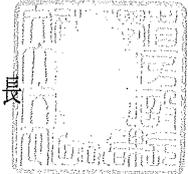
については、改めて同通知の内容を確認し、関係部局の情報共有等により一層緊密な連携を図るなど適切な対応をお願いします。

また、各都道府県民生主管部局においては、都道府県内の各市区町村（指定都市及び中核市を除く）関係部局へ本通知及びその内容について徹底を図られるようお願いいたします。

27文施企第19号
科発0820第1号
国水砂第44号
平成27年8月20日

関係者（別紙参照）各位

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長



(印影印刷)

厚生労働省大臣官房厚生科学課長



(印影印刷)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



(印影印刷)

土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が
利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について

標記については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化
について」（平成22年7月27日付け厚生労働省社援総発0727第1号及び国土交通省河
砂発第57号）等の通知により、これまでも各都道府県等において関係機関が日頃から緊
密な連携を図り、土砂災害対策を推進していただいているところです。

昨年8月の広島市で発生した土砂災害を踏まえ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）を一部改正する法律が平成27年1月18日に施行されました。これにより、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「当該施設」という。）への情報伝達体制等を市区町村地域防災計画において定めるなどの規定が新たに定められたところです。

国土交通省では、各都道府県の協力を得て、土砂災害のおそれのある箇所（国土交通省の依頼に基づき都道府県が調査した土砂災害危険箇所及び土砂災害危険箇所等を対象に土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し区域指定された土砂災害警戒区域等）に立地する当該施設に係る全国調査（以下、「調査」という。）を実施したところ、ハード対策・ソフト対策の両面において、より重点的な対策を図る必要があることが明らかとなりました。

ついては、下記により当該施設に係る土砂災害対策を一層推進していただきますようお願いいたします。

また、各都道府県衛生主管部局、民生主管部局、土木主管部局においては都道府県内の各市区町村関係部局へ本通知及びその内容について周知を図られるようお願いいたします。都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会及び所管の専修学校（高校課程を置く場合に限る。以下同じ。）設置者に対して周知を図られるようお願いいたします。都道府県私立学校主管部局においては所轄の私立学校（専修学校を含む。以下同じ。）設置者に対して周知を図られるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

次の3つの事項について、本通知先である各関係機関が相互に連携・調整を図りつつ、各関係機関の取組について遺漏のないよう適切に実施するものとする。

- I. 土砂災害のおそれのある箇所及び同箇所に立地する当該施設に関する基本的な情報の共有
- II. 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設への対応
- III. 土砂災害のおそれのある箇所に新たに立地する当該施設への対応

1. 都道府県土木主管部局（砂防部局）による取組

〈I. 関係〉

- ① 各都道府県内の土砂災害のおそれのある箇所の位置、範囲等について、都道府県衛生主管部局、民生主管部局など当該施設を所管する部局へ情報提供を行うとともに、学校設置者へも、必要に応じて土砂災害防止法第8条に基づく警戒避難体制の整備等を所管する市区町村担当部局（以下、「市区町村担当部局」という。）の協力を得ながら、情報提供を行う。

- ② 調査の結果、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設に関して、市区町村が実施する警戒避難体制の整備の状況等について、市町区村担当部局と情報共有を行う。

〈Ⅱ. 関係〉

- ③ 当該施設が立地する土砂災害危険箇所において、特に優先して基礎調査を実施し、速やかな基礎調査結果の公表及び土砂災害警戒区域等の早期指定に努める。
- ④ 土砂災害防止法第8条第1項第4号及び同条第2項に基づき当該施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を市区町村地域防災計画に定められるよう、市区町村担当部局に対して必要な支援に努める。
- ⑤ 土砂災害防止法第8条第3項に基づく土砂災害ハザードマップの作成を促進するため、区域指定の公示図面データの提供等により、市区町村担当部局による土砂災害ハザードマップの作成の支援に努める。なお、基礎調査が完了するまでの当面の期間についても、土砂災害危険箇所の一般への周知を行うなど、市区町村担当部局が行う土砂災害ハザードマップの作成支援に努める。
- ⑥ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、市区町村担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努める。
- ⑦ 当該施設の規模・構造等の特性や、当該施設に係る警戒避難体制の整備等の状況などを総合的に勘案しつつ、土砂災害を防止する砂防関係施設の重点的な整備に努める。

〈Ⅲ. 関係〉

- ⑧ 土砂災害危険箇所において当該施設の立地が今後見込まれることを把握した場合には、土砂災害防止法第3条に基づく土砂災害防止対策基本指針における基礎調査の実施や区域指定の指針となるべき事項等を踏まえ、速やかに基礎調査を実施・公表し、土砂災害警戒区域等の早期指定に努める。
- ⑨ 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努める。また、土砂災害警戒区域等が指定されていない場合には、将来指定され得ること及び指定に伴う規制の内容等についても併せて情報提供を行う。

なお、土木主管部局は、本通知先である各関係機関が連携して市区町村が行う警戒避難体制の整備等の支援等に努めるとしていることから、市区町村においても各関係機関と緊密に連携し適切な対応に努めるよう、都道府県消防防災主管部局とも連携して、市区町村担当部局に対する必要な助言、情報の提供・周知等に努める。

2. 都道府県衛生主管部局及び民生主管部局の取組

〈Ⅰ. 関係〉

- ① 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設の管理者に対し、適宜、砂防部局からの情報等の提供に努める。また、情報提供に当たっては、必要に応じて市区町村担当部局の協力

を得るものとする。

- ② 当該施設の建設や廃止等の動向について、砂防部局への情報提供を行う。
- ③ 調査の結果、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設に関して、市区町村が実施する警戒避難体制の整備等の状況について、市区町村担当部局と情報共有を行う。

〈Ⅱ. 関係〉

- ④ 土砂災害防止法第8条第1項第4号及び同条第2項に基づき当該施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を市区町村地域防災計画に定められるよう、市区町村担当部局に対して必要な支援に努める。
- ⑤ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、市区町村担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努める。

〈Ⅲ. 関係〉

- ⑥ 新たな当該施設に係る建設計画を把握した際には、土砂災害のおそれのある箇所に関する情報と照合し、該当する場合には、速やかに砂防部局への情報提供を行う。
- ⑦ 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努める。また、土砂災害警戒区域等が指定されていない場合には、将来指定され得ること及び指定に伴う規制の内容等についても併せて情報提供を行う。

3. 学校設置者の取組

〈Ⅰ. 関係〉

- ① 都道府県土木主管部局（砂防部局）又は市区町村担当部局への確認等を通じて、設置する学校が土砂災害のおそれのある箇所に立地しているか把握する。
- ② 学校の設置や廃止をした場合であって、土砂災害のおそれのある箇所に該当するときは、市区町村担当部局へ情報提供を行う。
- ③ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する学校に関して、警戒避難体制の整備等の状況について、市区町村担当部局と情報共有を行う。

〈Ⅱ. 関係〉

- ④ 土砂災害防止法第8条第1項第4号及び同条第2項に基づき警戒区域内に立地する学校の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項について、市区町村担当部局が市区町村地域防災計画に定められるよう、必要な協力を行う。
- ⑤ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する学校に関して、市区町村担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施等を行うことにより、避難体制の強化に努める。

〈Ⅲ. 関係〉

- ⑥ 新たな学校の設置計画を立てた場合であって、土砂災害のおそれのある箇所に該当するときは、速やかに市区町村担当部局への情報提供を行う。

なお、私立学校主管部局は、所轄の私立学校設置者が、上記①～⑥に基づく情報提

供等を行う際、必要に応じて都道府県土木主管部局（砂防部局）や市区町村担当部局等と連携する。

【問合せ先】

<土砂災害対策全般に関して>

○国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話：03-5253-8467 FAX：03-5253-1610

<2. に関して>

○厚生労働省大臣官房厚生科学課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111 FAX：03-3503-0183

<3. に関して>

○文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-6734-2235 FAX：03-6734-3689

(別紙)

関係者内訳

各都道府県衛生主管部（局）長
各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県土木主管部（局）長
各都道府県教育委員会教育長
各都道府県私立学校主管部（局）長
附属学校を置く各国立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を置く公立大学法人の長
私立高等専門学校を置く学校法人の長